

## 松阪市パートナーシップ宣誓制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松阪市（以下「本市」という。）において、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人自分らしく生きられる地域社会の実現をめざし、誰もが平等な権利を享受できるようにすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、双方又は一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し協力し合うことを約した、継続的かつ対等な二者間の関係をいう。

2 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、互いにパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

### (宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 配偶者がいないこと。
- (3) 宣誓に係る相手方以外の者とのパートナーシップ等を形成していないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者のうちいずれかが市内に住所を有していること。

### (宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ宣誓をする者（以下「宣誓者」という。）は、本市の職員の面前で、松阪市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に所定の事項をそれぞれ自書し、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (2) 宣誓者が婚姻をしていないことを証明する書類。ただし、宣誓者の一方又は双方が外国籍であり、かつ、この書類の取得が困難な場合にあつては、この書類に準ずるものとして日本国において取得することができる書類及び婚姻要件を具備する旨を記載した誓約書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓者は、あらかじめ宣誓をする日時等について本市と調整しなければならない。
- 3 宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、本市の当該職員及び宣誓者の立会いのもと、宣誓者以外の者に代筆させることができる。

(受領証の交付)

第5条 市長は、宣誓書を受領した場合、松阪市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第6条 前条の規定により受領証の交付を受けた者が当該受領証を紛失、毀損又は汚損等により再交付を希望するときは、松阪市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

(受領証の取扱い)

第7条 市長は、次に掲げる事業、手続き等において、宣誓者が受領証を提示した場合、当該事業、手続き等の対象としている配偶者等と同等に対象として取り扱うものとする。

- (1) 市営住宅への入居
- (2) 犯罪被害者等支援
- (3) 予防接種健康被害救済制度
- (4) 住民票における続柄の選択
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、民間事業者に対し、本制度の趣旨に沿ったサービスの充実に向け、協力の呼びかけに努めるものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者双方が市外に転出したとき、又はパートナーシップを解消したときは、松阪市パートナーシップ受領証返還届(様式第4号)に受領証を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(周知啓発)

第9条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、利用方法等について周知啓発を行うものとする。

(他の自治体との連携)

第10条 市長は、他の自治体と連携し、制度の利便性の向上を図るものとする。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。